7

津波防護施設等

㈠　津波防護施設の新設、改良その他の管理は、都道府県知事が行うものとするとともに、市町村長が管理することが適当であると認められる津波防護施設で都道府県知事が指定したものについては、当該津波防護施設の存する市町村の長がその管理を行うものとすることとした。（第一八条～第二〇条関係）

㈡　津波防護施設管理者は、津波防護施設の敷地である土地の区域及び当該土地の区域に隣接する土地の区域であって、当該津波防護施設を保全するため必要なものを津波防護施設区域として指定するものとすることとした。（第二一条関係）

㈢　津波防護施設区域の占用等（第二二条～第二八条関係）

(1)　津波防護施設区域内の土地を占用しようとする者は、津波防護施設管理者の許可を受けなければならないこととした。

(2)　津波防護施設区域内の土地において、津波防護施設以外の施設又は工作物（以下「他の施設等」という。）の新築又は改築等をしようとする者は、津波防護施設管理者の許可を受けなければならないこととした。

㈣　津波防護施設と他の施設等とが相互に効用を兼ねる場合においては、津波防護施設管理者及び他の施設等の管理者は、協議して別に管理の方法を定め、当該津波防護施設及び他の施設等の工事、維持又は操作を行うことができることとした。（第三〇条～第三五条関係）

㈤　指定津波防護施設の指定等（第五〇条～第五二条関係）

(1)　都道府県知事は、浸水想定区域（推進計画区域内のものに限る。以下同じ。）内に存する政令で定める施設（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設及び津波防護施設であるものを除く。）が、当該浸水想定区域における津波による人的災害を防止し、又は軽減するために有用であると認めるときは、当該施設を指定津波防護施設として指定することができることとした。

(2)　指定津波防護施設について、当該指定津波防護施設の改築又は除却等をしようとする者は、当該行為に着手する日の三〇日前までに、行為の種類等を都道府県知事に届け出なければならないこととした。

8

津波災害警戒区域

㈠　都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができることとした。（第五三条関係）

㈡　市町村地域防災計画に定めるべき事項等（第五四条及び第五五条関係）

(1)　市町村防災会議は、警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達に関する事項、避難施設及び避難経路に関する事項等について定めるものとすることとした。

(2)　警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設及び避難経路に関する事項等を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならないこととした。

㈢　指定避難施設（第五六条～第五九条関係）

(1)　市町村長は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設であって基準に適合するものを指定避難施設として指定することができることとした。

(2)　指定避難施設の管理者は、当該指定避難施設を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定避難施設の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは市町村長に届け出なければならないこととした。

㈣　市町村は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設であって基準に適合するものについて、その避難用部分を自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等との間において、管理協定を締結して当該施設の避難用部分の管理を行うことができることとした。（第六〇条～第六八条関係）

㈤　次に掲げる施設であって、市町村地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならないこととした。（第七一条関係）

(1)　地下街等

(2)　社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして政令で定めるもの

9

津波災害特別警戒区域

㈠　都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができることとした。（第七二条関係）

㈡　特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事（指定都市、中核市又は特例市の区域内にあっては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならないこととするとともに、制限用途とは、予定建築物の用途で、次に掲げる用途以外の用途でないものをいうこととした。（第七三条～第八一条関係）

(1)　高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）

(2)　(1)に掲げるもののほか、津波発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができないおそれが大きいものとして特別警戒区域内の区域であって市町村の条例で定めるものごとに市町村の条例で定める用途

㈢　特別警戒区域内において、㈡の(1)及び(2)に掲げる用途の建築物の建築（既存の建築物の用途を変更して㈡の(1)及び(2)に掲げる用途の建築物とすることを含む。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならないこととした。（第八二条～第八七条関係）

10

雑則

㈠　都道府県知事又は指定都市の長は、推進計画区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法の規定により監視区域として指定するよう努めるものとすることとした。（第九四条関係）

㈡　国は、推進計画区域における地籍調査の推進を図るため、地籍調査の推進に資する調査を行うよう努めるものとすることとした。（第九五条関係）

11

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。